

平成20年4月23日

平成20年

第4回教育委員会定例会会議録

大田区役所 教育委員会室

平成20年第4回教育委員会定例会会議録

平成20年4月23日午後2時00分大田区教育委員会定例会を開催した。

1 出席委員

渡 邊 盛 雄	委 員	委員長
高 山 美智子	委 員	委員長職務代理者
野 口 和 矩	委 員	
櫻 井 光 政	委 員	
清 水 繁	委 員	教育長

計 5 名

2 出席した職員

教育委員会事務局次長	金 澤 彰
庶務課長	下遠野 茂
教育改革担当課長	薄 根 幸
施設担当課長	石 井 一 雄
学務課長（私学行政担当課長兼務）	清 水 耕 次
指導室長（教育センター所長兼務、 幼児教育センター所長兼務）	鈴 村 邦 夫
社会教育課長	榎 田 隆 一
大田図書館長	鈴 木 慶 三

計 8 名

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条及び大田区教育委員会
会議規則第3条により、第4回大田区教育委員会定例会を招集した者は、
次のとおりである。

委員長 渡邊 盛雄

○委員長

ただいまから、平成20年第4回教育委員会定例会を開催する。

○委員長

これより審議に入る。本日の出席委員数は定足数である。よって会議は成立した。
本日は、傍聴希望者がいる。傍聴の許可を求める。
(「異議なし」との声あり)

○委員長

傍聴を許可する。
次に会議録署名委員の指名を行う。本日の会議録署名委員に野口委員を指名する。

日程第1 「教育長の報告事項」

○委員長

教育長から報告を求める。

○教育長

1 教育管理職等の任用・育成のあり方検討委員会、第2次報告について
資料) 教育管理職等の任用・育成のあり方検討委員会、第2次報告について
4月17日の特別区教育長会において、「教育管理職等の任用・育成のあり方検討委員会、第2次報告」について、東京都教育委員会から報告があった。
報告によると、教育管理職の受験者が非常に少なく、このままでは、校長と副校長の適切な人材確保が困難になってくるということである。このような状況になったのは、特に副校長職の魅力がなくなっていることが起因している。その原因として次のようなことが挙げられている。

(1) 副校長の職務内容が明確でない。

このことがかなりのウエイトを占めているようである。

校長と副校長は、学校経営を共同して行っていくといったパートナーシップを発揮すべき立場であるが、中には副校長が補助的な仕事、言ってみれば雑務のような仕事ばかりさせられるような状況もあり不満がある。

(2) 多忙な業務の状況

残業の常態化や週休日等の出勤等、仕事量が大変多いといった状況がある。

(3) 職務権限を適切に行使ができない状況

職務権限を使って経営活動をしたいと副校長になったが、校長との関係や学校の教員集団との関係で十分に理解がされていないため、権限行使ができないという状況がある。

東京都としても、以上の問題点を整理して、打開策を検討し、いくつかの具体的な方策を打ち出している。その1つが管理職選考の見直しである。現在の教育管理職の選考

はA選考、B選考、C選考と3種類がある。特にA選考は若手が受験するもので、32歳以上44歳未満の教職歴7年以上の者が対象となっている。1次試験が筆記と学術論文、2次試験が面接と専門論文であり、特にこの区分の受験者が少ない。都はこの試験区分で受験者の負担を軽減するため、区市町村の教育委員会の推薦に基づいて、教育行政の研修を良好な成績で終了したものは、学術論文を免除するといった救済措置をとった。しかしながら、現在のところ、その需要に対して50%くらいしか満たしていない。このままでは、来年度の副校長の欠員が出てくるかもしれないということである。

すでに、平成20年度において、都全体で再任用校長79人、再任用副校長6人が定年退職後も引き続き校長、副校長として指揮を振るうという状況が出ている。これも人材の有効活用としては良いが、やはり教師の活性化という点では問題もあると考える。

そこで、これから教育管理職の魅力を増大させるには、どのような方法があるのか。資料の第3章に課題解決の具体的な方策が示されている。いくつかを紹介する。

(1) 副校長の職務や権限の見直し

- ① 副校長の役割を明確化し、職務の執行ができやすい状況をつくる。
- ② 仕事の範囲と仕事の進め方を示した執務マニュアルを作成する。

(2) 校務の縮減と効率化

- ① プロジェクトチームを設置し、調査・報告事務の実態調査を行い、具体的縮減策を検討する。
- ② コンピューター処理の充実を推進し、事務の効率化を図る。
- ③ 学校事務職員への事務の一部移譲を検討する。ただし、学校事務職も体力が弱ってきているので簡単にはできないが、現場で十分に議論をしてほしい。

(3) 学校を支えるシステムの構築

- ① 地域の多様な人材を活用しバックアップ体制を整える。
大田区としても、地域力の活用を今後全庁的に取り組んでいく。特に地域力を活用した学校運営は大田区全体の地域力の向上と非常に密接不可分になるので、注目すべき点ではないかと考える。
- ② 学校に対する理不尽な要望等に対する対応支援
学校に対する理不尽な要望等を行う保護者等への対応策をとり、副校長の精神的、時間的負担の軽減を図っていく。

(4) OJTの充実

- ① 校長の補助に対するOJTを充実する。
- ② 区の教育委員会として、管理職としての機能を発揮するための研修の充実を図ってはどうか。

以上が教育管理職等の任用・育成のあり方検討委員会、第2次報告の内容である。

このような状況は、東京都全体の一般的現象であり、大田区としてもこの傾向に対応する事態が発生するはずである。今後、事務の少量化というか、事務効率を上げるためにはどうしたらいいかということ、学校現場と一緒に研究していきたいと考えている。

2 大田区新教育推進プランの策定

3月24日に基本構想審議会から大田区の20年後を想定した基本構想の答申が出た。この基本構想案は、パブリックコメントを実施した上で、第3回区議会定例会に上程する予定である。現在、この流れに沿って、庁内検討会等で10年間の基本計画を策定しているところである。

教育委員会としても、基本計画の中に、今後10年間の教育政策のあり方を事業として示していくことになる。この基本計画の内容をさらに具体的に示すために、下部の計画として新教育プランを策定する。

新教育プランの策定にあたっては、区民の方に策定に関与していただく。(仮称)教育懇談会を区民公募等も視野に入れた人選を進め、早期に立ち上げたい。また、庁内の検討組織として、現在の教育政策協議会を新プランの策定委員会とする。なお、事前に教育政策協議会のメンバーを主体とする管理職の検討組織をつくり、方向性を議論していく。さらに、その下に作業部会を設置し、具体的に事業として政策を展開してもらいたい。

3 小中一貫校の検討

教育委員会事務局内の管理職等を主体とした小中一貫校の検討組織を立ち上げたい。小中一貫校は、区長が選挙のときにマニフェストに書いている。どういう形で小中一貫校を考えるのか、基本的な理念を含め十分に議論し、悔いのないような仕組みをつくり、実現に向かっていきたい。

○委員長

教育長の報告に質問、意見はないか。

○高山委員

校長、副校長の職務が大変なことは承知していたつもりだが、文言にまとめられるとその業務量に驚く。また、ITも覚えなくてはいけない等、その職務の大変さをさらに痛感した。

報告の中で特に気になったのは、学校への理不尽な要望等に対する対応・支援である。保護者や地域との係わりの中で、理不尽な要望等があることは、指導室からの報告を受けているが、方策の中でこれだけ大きく取り上げられているということは、大田区でも事例が多数あるということか。地域からが多いのか。保護者からが多いのか。日頃報告を受けていることであれば承知はしているが、特徴的な事例があったら聞きたい。

○指導室長

学校への理不尽な要望等については、「モンスターペアレンツ」という表現で、マスコミ等で取り上げられている。

学校で解決できない理不尽な要求等は、直接関係者から指導室に連絡がある場合や学校から報告される場合がある。件数については年々増加しており、中には非常に困難な内容で解決に時間を要するものも寄せられている。なお、内容については、すでに報告をしている範囲である。

○野口委員

副校長職の魅力がなくなり手がいなくなるということは、私も現役時代から危惧していた。教育管理職の任用制度も教頭が副校長となり、主幹制度が導入され、大きく変わり、これで問題が解決していくと思っていたが、今日の報告を聞いて問題を再認識した。

本人の希望により、副校長の職から教員の職に戻れるという降格制度ができ、何人か該当の教員もいると聞いている。大田区での事例はあるのか。

○指導室長

何年か前から希望降格制度がある。降格希望の調査を行い、その調査によって教員に戻ることが認められている。昨年度は、大田区において降格制度の事例はいない。

○委員長

私が教育委員に就任して、1・2年目に1人いた。

○委員長

ほかに質問、意見はないか。

(「なし」との声あり)

○委員長

それでは承認してよろしいか。

(「異議なし」との声あり)

○委員長

承認する。

日程第2 「部課長からの報告事項」

○委員長

部課長からの報告を求める。

○次長

資料) 大田区緊急2カ年計画の平成20年度の教育関係事務事業一覧

平成20年度の教育委員会の主要事業について報告する。

昨年7月に策定された大田区緊急2カ年計画「元気・いきいき・のびのびプログラム」に、教育委員会関係で掲げた21事業が掲載されている。これらの事業についてはすでにご承知と思うが、平成19年度に成果が見られた事業等を中心に、簡単に説明する。

(1) 学校の緑化推進

平成19年度は、小学校4校で壁面緑化、中学校4校で屋上緑化を実施した。また、新宿小学校において初めての校庭緑化を行った。平成20年度についても同様の計画である。

- (2) 教育の国際化
4月から帰国児童等への日本語指導を行うため通級型の日本語指導を開始した。
- (3) 海苔資料館
4月6日に開館した大森海苔のふるさと館は、現在、既に1万人を超える来館者がいる。
- (4) 学力の向上、授業の充実
平成19年度は授業改善リーダーを設ける等、学力の向上、授業の充実に取り組んできた。平成20年度においてもより一層の取り組みを進めていく。
- (5) 学校図書館の充実
平成17年度から平成19年度にかけ、学校図書の充実に取り組んできた。平成20年度については、その維持を図っていく。
- (6) 総合体育館の建設
総合体育館の建設については、平成19年度で基本設計を終えた。平成20年度は実施設計に取り組むとともに、現大田体育館の解体工事に着工する。
- (7) 図書館インターネットサービスの導入
この4月から、インターネットによる図書の予約・検索サービスを開始した。
- (8) 校舎等の改築・改修
平成20年度は、平成19年度に設計をした羽田中学校の改築、東調布中学校の体育館の改修を行う。
- (9) 図書館の改築・改修
入新井図書館は現在休館中であるが、大森北一丁目開発の事業者の優先交渉権者等が決まり、次のステップに進むという状況になっている。

○庶務課長

区民安全・安心メールのサービスの運用について報告する。

平成18年4月から開始した子ども緊急連絡システムであるが、この4月から区民安全・安心サービスに移行となった。変更点は4点である。

- (1) メールを送付対象を教育委員会、学校、保護者に限定していたが、4月からは情報を知りたい方は誰でも登録することにより受信できるようになった。
- (2) 今までには不審者等の子どもに関する事件、事故情報のみをメールで提供していたが、新たに防災情報、気象情報等も配信し、区民の方々に広く注意喚起をしていく。
- (3) これまでのメールは、防災課から教育委員会を経由して、保護者にメール配信していたが、今後は防災課から直接、情報を全登録者に配信する。ただし、警察等への事実確認等があるため、即座とはいかないが、以前より迅速に保護者に情報を配信していくことができるようになった。
- (4) 学校から保護者あてに学校行事等のお知らせメールを送信する場合、学年ごと、グループごとにメールの送信先を選ぶことができるようになった。また副校長等がより簡単にメールを送信することができるよう、操作画面等を新しく改良した。

○学務課長

- 1 平成20年4月7日現在、区立小・中学校在籍者数及び平成20年4月9日現在、区立幼稚園園児数について

資料) 平成20年4月7日現在、区立小・中学校在籍者数及び平成20年4月9日現在、区立幼稚園園児数

平成20年度の児童生徒の在籍数についてご報告する。資料をご覧ください。小学校の通常学級の児童数は2万8,313人、学級数は883学級である。前年度比では、児童数255名増、学級数3学級増となっている。

館山さざなみ学校は、在籍児童数33人で、昨年比8人減となっている。

中学校の通常学級の生徒数は、1万327人、学級数は299学級である。前年度比では、生徒数23人減、学級数3学級減となっている。

幼稚園は園児数229人で前年度比268人減となっている。これは今年度末に幼稚園が廃園となるため、4歳児の募集をせず、5歳児のみが在園することになったためである。5歳児のみでは前年度比43人減となる。

2 学校給食費の徴収状況について

資料) 学校給食費の徴収状況について

学校給食費の徴収状況について報告する。資料をご覧ください。

平成20年2月末現在の平成19年度分の給食費徴収状況であるが、未納のある学校は80校で90.91%、児童生徒数は1,374人で3.57%、未納金額は約2,123万円で1.27%である。これを平成18年度分の同時期の状況と比較すると未納校、未納児童、生徒数、未納金額ともに悪い状況である。

また平成20年1月末現在の平成19年度分の給食費徴収状況と比較すると、未納校数は4校減で4.5%減、生徒数は321人減で1.02%減、未納金額は約172万円減で0.25%減と改善されている。3月は、3月期分の就学援助金の支給時期であり、さらに改善が図れるものと考えている。

平成18年度分学校給食費の決算後の徴収状況であるが、平成20年2末日現在、未納校は51校で57.95%、未納児童生徒数は125人で0.32%、未納金額は約466万円で0.27%になっている。各学校の努力もあり、決算時から見ると未納児童、生徒数、未納金額はともに大幅に改善されている。また、平成20年1末日現在と比較しても、未納児童生徒数は51人、未納金額も64万円程度改善されている。平成19年分の決算が近づいているので、各学校には引き続き未納金対策の徹底を図るよう指導していく。

○社会教育課長

1 平成20・21年度青少年委員、体育指導委員について

資料) 平成20・21年度青少年委員、体育指導委員名簿

平成20・21年度の青少年委員と体育指導委員を別紙のとおり決定し、4月3日に発令式を行った。

2 社会教育関係団体の更新について

資料) 社会教育関係団体 届出のしおり

社会教育関係団体は、5人以上の構成員で、学習、文化、スポーツに関する活動を継続的に行っている団体に対し、届出をいただき要件審査を経て決定している。承認期間が2年間であり、この6月末までとなっているため、今年度が2年に1度の更新手続きとなっている。更新受付期間は4月24日から5月30日までである。

お手元の資料にある届出のしおり、その他関連資料を4月21日付で各団体に送付

した。5月30日までに申請いただいた団体には、新しい届出済証を6月27日に発送する。

現時点での登録団体数は約2,300団体で、少年育成団体は約150団体である。

3 スポーツ振興審議会について

3月7日にスポーツ振興議会が開催されたので報告する。

スポーツ振興審議会は、スポーツ振興法第18条に基づいて、区の条例で教育委員会の附属機関となっている。委員は、スポーツに関する学識経験者、関係行政職員の中から教育委員会が区長の意見を聞き任命することとなっており、定員は12名以内である。現在は8名の委員で構成されている。

当日は、平成20年度の大田区体育協会の補助金の支給に関する審議、またスポーツ振興事業の実施結果、平成20年度スポーツ振興に対する事業計画について、報告し意見をいただいた。

なお、審議会に出席した委員は先月3月31日をもって任期満了となっているが、8名全員を再任することとなった。新しい任期は平成20年4月1日から平成22年3月31日までの2年間である。

○大田図書館長

1 郷土博物館企画展の実施結果について

平成19年度郷土博物館企画展「各所図会の世界」の実施結果について報告する。

今回の企画展は大森海苔のふるさと館の開館準備等の関係で、期間を例年よりも短縮して開催した。開催期間は2月24日(日)から3月23日(日)までの25日間である。入場者数は4,036人で1日平均169人という結果となった。また、期間中に講演会を2回開催したが、それぞれ120人、150人の入場があった。

2 郷土博物館の臨時休館について

郷土博物館蔵庫内の資料を害虫及びカビ等から守るために、資料薫蒸を行う。実施時期は、6月23日(月)～6月26日(木)までの4日間を予定している。

そのため、この間は郷土博物館への立ち入りができなくなるので、定例の休館日である6月23日(月)を除き、6月24日(火)～6月26日(木)までの3日間を臨時休館日とする。なお、臨時休館につきましては、区のホームページ、館内掲示等で区民への周知を図る。

○委員長

部課長からの報告に質問、意見はないか。

○高山委員

社会教育課長へ質問する。

青少年委員と体育指導委員の定年がなくなると聞いた。中には定年があった方がよいという意見もあるようであるが、定年がなくなるということは、70歳でも、80歳でもよいという解釈もできる。これは、地域や青少対、本人の判断に任せるという解釈でよいのか。

○社会教育課長

定年の話については、地域の方々から、いろいろご意見があると聞いている。

体育指導員はいろいろな行事に参加しなくてはいけないため、70歳でも80歳でもできるわけではないと考えている。この件については、現状等を確認の上、次回改めて報告させていただきたい。

○委員長

ほかに質問、意見はないか。

○野口委員

学務課長から4月7日現在の在籍児童生徒数の報告があったが、小学校の256名増に対し、中学校は23名減となっている。単にこの数字で比較や判断をすることはできないが、小学校から中学校に上がる際に私立中学校へ進学する子どもが増えているのではないか。

大田区では、地域に根ざした学校教育ということで熱心に取り組んでいる。これは、私の個人的意見であるが、私立に抜けてしまう子どもたちを区立中学校に進学させるという方策は取れないものかと思う。

次に、館山さざなみ学校在籍児童数が減っているのが気になるが、理由はあるのか。

○学務課長

今回減となったのは、たまたま前年の6年生の数が多かったためである。

館山さざなみ学校については、例年、年度途中での入校希望者もあり、これからまだ増えると思っている。

○櫻井委員

区立中学校の教育を充実させるということで一生懸命取り組むのであれば、もっと公立中学校の魅力をアピールする必要があると思う。もっと区立中学校を積極的に捉えましょう、区立中学校はこんなに素晴らしいところですよということを「おおたの教育」などの広報媒体を使って、アピールしたらいいのではないか。例えば今年のテーマのようにして、有識者や経験者に公立中学へのすすめとか、大田公立中ルネッサンスとかそういう感じで連続記事を掲載する方法もあると思う。

3月の中学校の卒業式で、競争は1回ではない、行きたいところに行けた人も、そうでない人も一生同じで、勝ち負けはそれで決まるのではないはないという話をしたところ、何人かの保護者の方から、子どもは第1志望校に落ちて、落ち込んでいるのだけれどという相談を受けた。

まさに、私立に行けなかった子が自暴自棄になって公立中に行って、余計にその公立中学校が落ちつかなくなるということをよく聞く。公立中学校には、私立中学校に行かなかった子がいくという風潮があると思う。だから、そうでないということを、もう少し教育委員会として打ち出せたらいいと思う。私自身も、私立中学校を受けて落ち公立中学校に行った経験を持つ。中学校生活の後半は本当に公立へ行ってよかったと思っていた。変な自意識みたいなものが、1度ポキンと折れたことによって、何か自由になっ

たと私自身の経験からも思う。せっかく野口委員から意見があったので、私もそういう取り組みを考えていきたいと思った。

○教育長

櫻井委員の話を受けて、教育改革のプラン中に中学校の魅力や人生における価値観、さまざまな障害があつたりしながらの人生をトータルで考えていくという、その辺の見方をきちんと打ち出してPRできたらいいと思った。

○高山委員

小中一貫校については、いろいろな意見があることは承知している。しかし、小中一貫校の検討を進める中で、大田区では小学校と中学校が連携して充実した学校教育が受けられるということを公にしていくことによって、区立中学校に進む子どもが増えるのではと思う。すぐに実現できることではないが、区立中学校の1つの魅力となるのではないかと考える。

○委員長

ほかに質問、意見はないか。

(「なし」との声あり)

○委員長

それでは承認してよろしいか。

(「異議なし」との声あり)

○委員長

承認する。

日程第3 「議案審議」

○委員長

第39号議案について説明を求める。

○庶務課長

※別紙資料により説明

第39号議案、「大田区立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則」について説明する。

学校教育法の改正に伴い、幼稚園に教頭のほか副園長を設置することができるようになった。これにより教頭と副園長は別の職として法律上制定されたことになる。特別区

人事委員会としては、幼稚園の教頭は法律上の副園長とはしないとしている。そのため、大田区立学校の管理運営に関する規則第21条第4項「教頭は副園長と称する」と規程をしているが、法律上の副園長と混同するため、これを削除し副園長の呼称を廃止するものである。

○委員長

ただいまの説明に質問、意見はないか。

(「なし」との声あり)

○委員長

それでは原案どおり承認してよろしいか。

(「異議なし」との声あり)

○委員長

承認する。

次に第40号議案について説明を求める。

○庶務課長

※別紙資料により説明

第40号議案「幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則」について説明する。

国民の祝日に関する法律の一部改正により、ゴールデンウィークの5月4日をみどり日とするほか、振替休日に関する規程が改正された。

これに伴い、交替制等の勤務職場においては「幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則」により、振替休日に週休日を割り振る場合は、その前日に振り替ることと規程をしているため、事実上条例上の休日が減ってしまう。そのようなことにならないよう、前において最も近い日曜日とすると規則改正することにより、休日日数そのものに変更が生じないようにした。また付則として、この規則は平成20年5月1日から施行するとしている。

○委員長

ただいまの説明に質問、意見はないか。

(「なし」との声あり)

○委員長

それでは原案どおり承認してよろしいか。

(「異議なし」との声あり)

○委員長

承認する。

次に第41号議案について説明を求める。

○庶務課長

※別紙資料により説明

第41号議案「学校職員の職務に専念する義務の免除に関する事務の取扱規程の一部を改正する訓令」について説明する。

この改正は、平成20年2月8日の「都立学校職員の職務に専念する義務の免除に関する事務取扱規則」の改正に伴うものである。学校職員の職務免除の基準については、東京都の基準に準じて規程をしているため、今回、23区が同様の規則改正を行う。

内容としては、職務専念義務免除申請書の変更であり、第1号様式が給与の減額免除の対象とならない組合活動を行う場合の申請書、第2号様式が給与の減額免除の対象となる、いわゆる適法交渉等の場合の申請書となっている。

○委員長

ただいまの説明に質問、意見はないか。

○野口委員

先程、副校長の職務の軽減という話があった。この様式を見ていると副校長の手間がまた増えているのではないかと思う。都との関係があるとは思いますが、かえって複雑になってしまったのではないか。

○庶務課長

都の規程に準じてというところであるが、審議欄に副校長に押印することにより、副校長の権限が明確化されたと考えることもできると思う。

○委員長

ほかに質問、意見はないか。

(「なし」との声あり)

○委員長

それでは原案どおり承認してよろしいか。

(「異議なし」との声あり)

○委員長

承認する。

(「異議なし」との声あり)

○委員長

これをもって、第4回教育委員会定例会を閉会する。

(14時47分閉会)